

日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続

日 本 銀 行

目 次

はじめに	1
1. 引換関係窓口	2
2. 引換えの対象となる損傷現金	2
3. 窓口時間等	2
4. 引換基準	3
5. 損傷現金の持込時の整理等	4
(1) 損傷現金の持込時の整理	
(2) 破砕のおそれのある現金の取扱等	
6. 引換手続	5
7. 手数料	7
8. 偽造または変造の疑いがあるものの取扱	7

【書式】

(書式第1号-1)	引換代り金の交付方法に関する依頼書
(書式第1号-2)	引換代り金の交付方法を代理人に選択させる件
(書式第2号-1)	引換依頼書
(書式第2号-2)	引換依頼書
(書式第3号)	引換代り金計算書
(書式第4号)	鑑定申込書

【参考】

損傷現金添表作成における留意事項

はじめに

本取扱手続は、「日本銀行法」第 48 条および「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第 8 条に基づき日本銀行が行う損傷現金の引換えのうち、当座勘定取引先（以下「取引先」といいます）に対して行うものについて、事務上の留意事項を取り纏めたものです。

損傷現金の引換えについては、別途ガイドライン「日本銀行が行う損傷現金の引換えについて」を公表しているところですが、現金による当座勘定への入金を行うことができる取引先におかれては、同ガイドラインにかかわらず、本取扱手続による取扱にご協力頂きますようお願いいたします。

なお、今後、本取扱手続の内容に変更がある場合には、その都度日本銀行から通知しますので、適宜補正のうえ利用してください。

1. 引換関係窓口

引換関係窓口については勘定店より別途通知します。

2. 引換えの対象となる損傷現金

日本銀行が取引先から引換対象として受入れる現金は、破損、磨損もしくは汚損の度合が著しく額面価格どおりの引換効力に疑義があるもの、B百円券を除く額面価格100円以下の銀行券、または、旧券、旧貨もしくは記念貨のうち現金による当座勘定への入金に係る受入単位に取り纏めることに支障があるもの（以下纏めて「損傷現金」といいます）に限ります。これ以外の現金については、現金による当座勘定への入金として持ち込んで頂きますようお願いいたします。

具体的には、以下のような特徴をもった現金が損傷現金となります。

(1) 銀行券

- イ. 焼損、腐食、欠損等により原形を損なっているもの。
- ロ. 3片以上に破れているもの。
- ハ. 記番号の異なる片が貼り合わされている等の理由で同一券と判断することができないもの。
- ニ. B百円券を除く額面価格100円以下の銀行券
- ホ. 現在発行されていないもので、かつ受入単位に纏まらないもの。

(2) 貨幣

- イ. 焼損、腐食、欠損等により原形を損なっているもの。
- ロ. 現在発行されていないもので、かつ受入単位に纏まらないもの。

3. 窓口時間等

- (1) 日本銀行は、引換業務を円滑に行うため、取引先に損傷現金の引換依頼日を指定します。取引先におかれては、極力日本銀行が指定した日に引換依頼を行って頂きますようご協力をお願いいたします。なお、緊急を要するため、その指定日によることに支障がある場合には、その都度ご相談ください。

- (2) 損傷現金の引換依頼は、引換業務を円滑に行うため、日本銀行の営業日の午前9時から午前10時までの極力早い時間に行って頂きますようご協力をお願いします。
- (3) 引換えは、損傷現金を受け付けた後、速やかに所定の手続に則って行いますが、その数量、損傷度合等によって、引換えのために要する時間は異なります。
- (4) 日本銀行では、損傷現金の引換えについては、過去の取扱数量の実績等を踏まえ、その取扱のために必要と考えられる態勢をとっていますが、損傷現金の数量、損傷度合等によっては、当日中に引換えを行えない場合があります。この場合、日本銀行は、営業日を跨いで損傷現金をお預りすることは原則として行いませんので、その一部または全部をお引き取りいただき、後日改めてお持ち込みいただくよう、お願いすることがあります。

4. 引換基準

日本銀行は、次の基準に従い、損傷現金の引換えを行います。基準を満たさないものについては、失効となります。

(1) 銀行券

表裏の両面が具備されている銀行券を対象とします。具体的な引換基準は次のとおりです。

イ. 券面の3分の2以上が残存するもの

額面価格の全額をもって引換えます。

ロ. 券面の5分の2以上3分の2未満が残存するもの

額面価格の半額をもって引換えます。額面価格の半額に一円未満の端数がある場合には、これを切り捨てます。

なお、銀行券の紙片が2以上ある場合において、各紙片が同一の銀行券の紙片であると認められるときは、各紙片の面積を合計した面積をその券面の残存面積として、上記の基準を適用します。

(2) 貨幣

模様の認識ができる貨幣を対象とします。具体的な引換基準は次のとおり

です。ただし、災害その他やむを得ない事由により量目が減少した貨幣については、次の基準にかかわらず、模様の認識ができることを条件に額面価格の全額をもって引換えます。

イ. 金貨

量目の98%以上のものについて、額面価格の全額をもって引換えます。

ロ. 金貨以外の貨幣

量目の2分の1を超えるものについて、額面価格の全額をもって引換えます。

5. 損傷現金の持込時の整理等

(1) 損傷現金の持込時の整理

損傷現金を持ち込む際には、引換手続を円滑に行う観点から、次のとおり整理を行ってくださいますよう、ご協力をお願いします。

イ. 銀行券

- ① 欠損部分は表裏両面の確認ができるようにして補修してください。なお、補修に当たっては、ビニールテープまたはホッチキス、虫ピンその他の金属の使用は避けて、できる限り紙テープ等の粘着性の弱いテープを使用してください。
- ② 破れた銀行券については、できる限り各片を紙テープ等の粘着性の弱いテープにより貼り合わせてください。特に、シュレッダー等で細かく裁断されたものは、そのままの状態では同一の銀行券の紙片であると認めるのが困難ですので、必ず各片を貼り合わせてお持ち込みください。また、各片を貼り合わせる際は、記番号の確認、模様の突合、色調の確認等を行うことにより、異なった銀行券の紙片などを貼り合わせないようにご注意ください。日本銀行は、同一の銀行券の紙片であると認められる紙片のみを合計した面積をその券面の残存面積として、4.(1)の引換基準を適用します。
- ③ 濡れた銀行券については、できる限り1枚ずつの状態乾燥させてください。
- ④ 銀行券に付着した物は、できる限り取り除いてください。

- ⑤ 券種別様式別に小帯で施封し、100枚未満の把には額面価格により持込金額を表示してください(100枚の把には持込金額を表示する必要はありません)。更に、額面価格毎に取り纏めて帯紙を付し、額面価格により持込金額の合計を表示してください。

ロ. 貨幣

- ① 貨幣は、貨種別素材別量目別に区分し、適宜の袋に入れ施封したうえ、その表面に貨種および額面価格による持込金額を表示してください。更に、貨種毎に袋に入れるか、または束ねることにより取り纏め、その適宜の箇所に額面価格により持込金額の合計を表示してください。
- ② 汚れのひどいものは、水洗いのうえ乾燥させてください。
- ③ 金属片、プラスチック等の付着物、混合物は、できる限り取り除いてください。

(2) 破砕のおそれのある現金の取扱等

- イ. 焼損等により破砕のおそれのある現金は、箱に入れるなど、できる限り原形を崩さないように持ち込んでください。粉々な状態になると、失効と判断することがあります。
- ロ. このような現金は、取引先の顧客が取引先を経由させることなく直接日本銀行に持ち込むことを希望することも考えられますが、そうした顧客に対しては、日本銀行に事前に連絡するよう伝達してください。

6. 引換手続

- (1) 当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する取引先は、予め「引換代り金の交付方法に関する依頼書」(書式第1号-1)または「引換代り金の交付方法を代理人に選択させる件」(書式第1号-2。代理人たる別法人が、取引先に代わり損傷現金の引換依頼を行う場合)を日本銀行業務オンライン(「日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム利用規則」に定める、日本銀行対金融機関等情報ネットワークシステム上で稼動する業務用アプリケーションソフトウェアである日本銀行業務オンライン。以下「業務オンライン」といいます。)により提出してください。

(2) 損傷現金の引換依頼を行う取引先は、「引換依頼書」(現金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-1、当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号-2)の表面を業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信等の方法により、事前に日本銀行にご連絡ください。

(3) 引換依頼を行う当日には、引換依頼書に必要事項を記入のうえ、損傷現金を添えて引換窓口に提出してください。

なお、損傷現金のうち、引換代り金の金額が不詳な現金については、必要に応じ、引換依頼に係る内訳情報が記入されており、日本銀行が引換結果を記入し得る損傷現金添表を作成し、現金に添えて提出して頂いて差支えありません。この場合、損傷現金添表は、(参考)「損傷現金添表作成における留意事項」に従い作成してください。

(4) 日本銀行は、損傷現金が4.の引換基準を満たすか否かを判定する参考とするため、損傷に至った経緯や欠損部分の行方などをお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

(5) 日本銀行は、引換依頼書と損傷現金を受け付けた後、取引先に番号札を交付します。

(6) 日本銀行は、4.の引換基準に基づき、損傷現金の引換代り金の金額を決定します。

(7) 引換依頼を受けた損傷現金の中に真偽の判定が困難なものがあった場合には、8.(2)から(4)までに準じて取り扱います。

(8) 引換代り金の支払は、支払方法の別に、以下のとおり行います。

イ. 現金により支払を受ける場合

① 引換代り金の現金による支払は、原則として午後1時以降所定の窓口にて行います。具体的な時間については、日本銀行の指示に従ってください。この際、日本銀行は、引換代り金を最少枚数でお支払いします。

② 引換代り金を受領するに当たっては、番号札を提出のうえ、取引先名をお申し出ください。また、引換代り金は、その場で金額を確認してください。

い。

- ③ なお、(3)で損傷現金添表を提出した取引先には、同表に引換結果を付記のうえ、これを引換代り金の支払時に併せてお返しします。

ロ. 当座勘定への入金による支払

- ① 引換代り金の当座勘定への入金による支払は、日本銀行が損傷現金の引換代り金の金額を決定した後、遅滞なく行います。
- ② 引換代り金の当座勘定への入金を行う場合には、併せて、原則として午後1時以降所定の窓口にて「引換代り金計算書」(書式第3号)をお渡しします。具体的な時間については、日本銀行の指示に従ってください。
- ③ 引換代り金計算書を受領するに当たっては、番号札を提出のうえ、取引先名をお申し出ください。
- ④ なお、(3)で損傷現金添表を提出した取引先には、同表に引換結果を付記のうえ、これを引換代り金計算書の交付時に併せてお返しします。

7. 手数料

日本銀行は、手数料を徴収することなく、損傷現金の引換えを行います。

8. 偽造または変造の疑いがあるものの取扱

現金として偽造または変造されている疑いがあるものを日本銀行に鑑定依頼として持ち込む場合には、次のとおり対応してください。その際、入手経路等をお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。なお、鑑定には相当の時間を要する可能性がございますので、ご注意ください。

- (1) できる限り、鑑定依頼を行う旨を、「鑑定申込書」(書式第4号)を業務オンラインによる送信、ファクシミリ送信等の方法により日本銀行に事前にご連絡ください。
- (2) 持込日には、鑑定申込書を添えて所定の窓口へ提出してください。
- (3) 真正な現金であると鑑定されたものについては、次のとおり対応します。

イ. 損傷現金については、改めて損傷現金の引換えに関する手続に則り、引換依頼書を提出して頂いたうえ、引換えます。

ロ. イ. 以外の現金については、そのまま返却します。

(4) 現金として偽造または変造されたものと鑑定されたものについては、返却しますので、所轄の警察署に届けてください。

以 上

引換代り金の交付方法に関する依頼書

当方は、損傷現金等の引換えにおける代り金（引換代り金）の交付方法について、引換依頼の都度、貴行所定の引換依頼書により、現金による交付またはそれに代えて当方の当座勘定への入金を選択しますので、貴行（店）^{（注1）}におかれましては、その選択に従い、引換代り金を交付していただきたく依頼します。

令和 年 月 日

（金融機関等名）

（代表者）

_____（注2）

日 本 銀 行 御 中

（または日本銀行____支店）

（注1）発券局の場合は「貴行」、支店の場合は「貴店」と記載してください。

（注2）代表者とは、本店の場合は頭取、社長等を、支店の場合は支店長をいいます。

引換代り金の交付方法を代理人に選択させる件

____(注1)____が当方の代理人として持ち込んだ損傷現金等の引換えにおける代り金（引換代り金）の交付方法については、当該代理人が引換依頼の都度、貴行所定の引換依頼書により、現金による交付またはそれに代えて当方の当座勘定への入金を選択しますので、貴行（店）^(注2)におかれましては、その選択に従い、引換代り金を交付していただきたく依頼します。

令和 年 月 日

(当座勘定取引先名)

(代表者)

____(注3)____

(法人代理人名)

(代表者)

____(注3)____

日 本 銀 行 御 中

(または日本銀行____支店)

(注1) 法人代理人名を記載してください。

(注2) 発券局の場合は「貴行」、支店の場合は「貴店」としてください。

(注3) 代表者とは、本店の場合は頭取、社長等を、支店の場合は支店長をいいます。

表面

現		引換依頼書		番号札 No /
		(日付)-----		
表・裏の太線のわく内を記入して下さい。				
氏名		住所 (電話)		
依 頼 金 額		引 換 金 額		
		全 額	半 額	
銀行券	円	円	円	
貨幣				
合 計				
引換代り金合計				
				引換予約 入力順番号
				引換依頼金 収納取扱者
				初 鑑 再 鑑
				出納印

裏面

引換依頼書	
(基本事項)	
(損傷の種類) <small>該当を○で囲む。</small>	破れ、切取り、シュレッダーによる裁断、縮れ、剥げ、旧券、 焼け、汚れ、変色、腐蝕、変形、摩耗、溶合、旧貨、 その他 ()
(損傷の経緯)	
	確 認 結 果 等
損傷経緯(補足)	
欠損部分	無 ・ 有 (行方:)
依頼現金の写真	無 ・ 有 (数量: 枚)
(その他)	
(特記事項)	
----- 必要ある場合のみ記入して下さい。 -----	
○ 所用のため貴行の鑑査に立会うことができませんので、貴行において 決定される引換金額については、異議を申しません。	印またはサイン
○ 依頼した現金の金額を不明としましたので、貴行において決定される 引換結果について、現金の枚数や形状にかかる異議を申しません。	印またはサイン
○ 依頼した現金に付着あるいは混じっている現金以外のものは、不要 ですから貴行において処分して下さい。	印またはサイン
	確認者印

表面

当	引 換 依 頼 書			番号札 No
	(日付).....			
表の太線のわく内を記入して下さい。				
金融機関等店舗コード (7桁)		金融機関名		
依 頼 金 額		引 換 金 額		
		全 額	半 額	
銀 行 券	円	円	円	
貨 幣		小計	小計	
合 計				
引換代り金合計		円		
		入力順番号		
		引換依頼金 収納取扱者		
		初 鑑	再 鑑	

裏面

引 換 依 頼 書	
(特記事項)	
----- 必要ある場合のみ記入して下さい。 -----	
○ 所用のため貴行の鑑査に立会うことができませんので、貴行において決定される引換金額については、異議を申しません。	印またはサイン
○ 依頼した現金の金額を不明としましたので、貴行において決定される引換結果について、現金の枚数や形状にかかる異議を申しません。	印またはサイン
○ 依頼した現金に付着あるいは混じっている現金以外のものは、不要ですから貴行において処分して下さい。	印またはサイン
確認者印	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: inline-block;"></div>	

引換代り金計算書

令和 年 月 日

御中

日本銀行

本日、引換依頼分として受付けた損傷銀行券等の引換代り金の合計およびその内訳は下記のとおりですので、通知します。

引換代り金合計	
---------	--

(引換結果)

(単位：円)

金 種 別	引換金額		
	合 計	全 額	半 額
E一万円券			
D一万円券			
C一万円券			
E五千円券			
D五千円券			
C五千円券			
D二千円券			
E 千円券			
D 千円券			
C 千円券			
B 千円券			
C五百円券			
B五百円券			
B 百円券			
A 百円券			
五十円券			
十円券			
五円券			
一円券			
銀行券計			
記10万円貨(在)			
記10万円貨(即)			
記5万円貨			
記1万円貨			
記5000円貨			
記1000円貨			
500円貨			
100円貨			
50円貨			
10円貨			
5円貨			
1円貨			
貨 幣 計			

書式第4号

年 月 日

日本銀行 支店^(注) 御中

(住 所)
(依頼人名)

鑑 定 申 込 書

下記の通貨の鑑定を依頼します。

なお、鑑定に際しては、通貨の切断、鑑定に要する期間等、貴行の処理に異議を申しません。

記

(種 別)
〇〇円券 (貨)

(枚 数)
枚

以 上

(注) 本店の場合には、「日本銀行発券局」と読替える。

(参 考)

損傷現金添表作成における留意事項

- 本文中6.(3)に定めております「損傷現金添表」については、その作成において次に掲げる記入事項のみとしてください。従って、個人情報など取扱いに注意を要するような記入事項等がある場合には、受付をお断りすることがありますのでご注意ください。

なお、同表の形式等に関しては任意といたしますが、新たに調製するような場合は事前に勘定店にご連絡ください。

(記入事項欄)

- ①日本銀行への提出日付
- ②金融機関名（含む店舗名）
- ③番号（損傷現金と「損傷現金添表」との紐付け）
- ④引換現金の種類（銀行券：券種、貨幣：貨種）
- ⑤引換結果（判定内容（全額・半額・失効）もしくは引換代り金額の記入

<日本銀行の記入欄>

- ⑥備考（損傷や欠損部分の経緯などの連絡事項がある場合に記入）
 - ③と⑥については、必要に応じて設けることができます。